

北海道地区FD・SD推進協議会会費取扱要項

平成26年12月10日

北海道地区FD・SD推進協議会総会決定

平成27年12月17日

一部改正

1 趣旨

この要項は、北海道地区FD・SD推進協議会規約（平成21年10月8日北海道地区FD・SD推進協議会総会決定）第5条第2項の規定に基づき、北海道地区FD・SD推進協議会（以下「本協議会」という。）の会費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 会費

- (1) 本協議会の会費は、加盟校1校あたり年5,000円とする。
- (2) 加盟校は、代表幹事校が指定する銀行に、所定の方法により会費を振り込むものとする。

3 会費の使用用途

本協議会の会費の使用用途は、次のとおりとする。

- (1) 旅費
本協議会が開催する講演会等の講師派遣等に伴う旅費とし、交通費、宿泊費及び日当は、代表幹事校の会計規程等に基づき算出する。
- (2) 謝金
本協議会が開催する講演会等の講師に対する謝金とし、謝金の単価は、代表幹事校の会計規程等に基づき算定する。
- (3) 消耗品費
事務用・事業活動用の消耗品、その他の消耗品の代価
- (4) 会議費
会議・講演会等の開催に必要な会場の借料、物品等使用料及び損料等
- (5) 印刷製本費
会議・講演会資料、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本費
- (6) 通信運搬費
郵便料、物品運搬料等
- (7) 雑役務費
役務の提供費用等、振込手数料、その他手数料等
- (8) その他
上記の経費以外で、本協議会を遂行するために必要な経費がある場合は、幹事会の承認を得るものとする。

4 会計監査

代表幹事校は、年度末に監事による会計監査を実施し、総会に報告するものとする。

5 その他

- (1) 会費の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 会費及びその使用用途について疑義が生じた場合は、幹事会で協議するものとする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年12月17日から実施する。